

家庭教育推進事業



●親子で体育教室=①0歳児と保護者 ②1・2歳児と保護者
 回1月23日、2月27日 ①午前10時～10時30分、②午前10時45分～11時30分 各15組(抽選)
 ●パンとクッキーづくり=①年長児・小学生と保護者 回2月10日(日)午前10時～正午 各6組(抽選) 500円
 ●新下関保健センター(☎263-6222)、②山陽保健センター(☎241-3885)へ。
 回健康推進課(☎231-1447)
 母子父子寡婦福祉資金の貸付について

年末年始の医療機関

年末年始の日曜・祝日当番医による対応は12月30日～1月3日までです。12月29日までは医療機関によって対応が異なりますので、かかりつけ医か近くの医療機関に問い合わせを。

夜間の急病の際は、市夜間急病診療所(内科・小児科)が年末年始も午後7時～11時まで毎日診療を行っています。12月31日～1月3日の診療時間は、午後7時～午前0時まで延長されます。
 回保健医療政策課(☎231-1711)



幼児食園つぴー教室のご案内

市内在住の1歳6カ月～3歳児とその保護者 回1月31日(木)午前10時～11時30分 回川中公民館

歯科衛生士・栄養士の講話、幼児食の試食(昼食例)など

回15組(先着順) 回200円 回母子健康手帳、仕上げ磨き用歯ブラシ、タオル 回1月29日(火)までに、電話で健康推進課へ。
 回健康推進課(☎231-1408)

ご存知ですかブックスタート

「ブックスタート」とは絵本を紹介して赤ちゃんと周りの大人が心安らぐ楽しい語り合いのひとときを持つことを応援する運動です。絵本は1歳6カ月児健康調査の会場で読み聞かせを行いお渡しします。
 回母子健康手帳
 回子育て政策課(☎231-1353)

育児学級へどうぞ

●離乳食編 離乳食、育児について
 回1月25日(金)川中公民館 ②2月

母子父子寡婦福祉資金の貸付について

進学にかかる費用や就職の準備金など、必要な資金の貸付制度です。申請から貸し付けまで最長2カ月かかりますので、早目に相談を。※詳細は事前に問い合わせを
 市内在住の母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童 ※現在の収入で必要な経費を賄える場合は対象外 回申請期限 毎月10日 ※申請前に事前面談が必要(要予約) ※受け付け 平日の午前9時～午後4時
 回健康推進課(☎231-1358)

赤ちゃんを迎えるための教室 母親学級へどうぞ

回妊娠中の方 回1月16日(水)午後1時30分～3時30分 回新下関保健センター(回30人(先着順) 回母子健康手帳 申電話で健康推進課へ。
 回健康推進課(☎231-1447)



育児・健康相談(1月)

回下表の通り 回相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参 回健康推進課(☎231-1447、☎231-1935)
 (育…育児相談、健…健康相談、骨…骨量測定)

場 所	日 曜	内 容	
		10:00	12:00
豊田子育て支援センター	8	火	育
六連島漁村センター	11	金	健
豊北保健センター	11	金	育
菊川保健センター	16	水	育
新下関保健センター	21	月	育 9:30~11:00
豊浦保健センター	24	木	健・骨
川棚子育て支援センター	25	金	育
山陽保健センター	28	月	育 10:30~12:00

こどもと一緒に楽しもう!

ふくふくこども館のイベント

●みんなでトイレトレーニングーペンギンさんとスイスイトイレ=回未就学児と保護者 回1月8・15・22・29日 午前11時、午後1時
 ●こどもの発達=回乳幼児の保護者 回1月13日(日)午後1時30分～2時30分 回すこやかな心を育むためのお話 回末次 絵里子氏(大阪国際短期大学部)
 回ふくふくこども館(☎227-2581)



児童館のイベント

●ゆたか児童館(☎253-8281)
 回ジャンボかるた大会=回乳幼児と

保護者、小学生 回1月8日(火)午後2時30分
 ●ひかり童夢(☎229-0980)
 回鬼の飾り作り=回乳幼児と保護者 回1月17日(木)午前10時30分 回25人(当日先着順)
 ●ひこまる(☎266-3321)
 回鏡開き=回乳幼児と保護者、小学生 回1月12日(土)午前11時 回100人
 回節分工作=回乳幼児と保護者 回1月17日(木)午前11時 回子ども25人(先着順) 回1月4日(金)から、直接か電話でひこまるへ。
 ●宇賀児童館(☎776-0001)
 回親子リトミック=回乳幼児と保護者 回1月11日(金)午前11時 回新春風あげ会=回幼児と保護者、小学生 回1月12日(土)午前10時30分
 回鬼の面作り=回幼児と保護者、小学生 回1月26日(土)午前10時30分 回30人(先着順) 回1月10日～17日に、直接か電話で宇賀児童館へ

高齢者の障害者控除対象者
認定書を交付します

所得税法・地方税法上の障害者控除対象者であることの認定書を交付します。確定申告の際の添付資料として使用できます。

平成30年12月31日現在、精神や身体に障害があり、身体障害者手帳などを持っていない65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けている方や寝たきりの方で基準に該当する方 ④介護保険被保険者証、印鑑 ※親族の方が申請する場合は、親族の方の印鑑

老齢年金の源泉徴収票を送付します

国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けている方に、昨年中に支払われた年金の総額や年金から差し引かれた所得税などをお知らせするため、日本年金機構が1月下旬までに源泉徴収票を送付します。障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、発行していません。 ④下関年金事務所(☎222-5587)、市保険年金課(☎231-1931)



身分証明書 ④1月15日(火)から長寿支援課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。 ④長寿支援課(☎231-1340)

保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

特定健診の受診はお済みですか

国民健康保険に加入している40歳～74歳の方を対象に、特定健診を実施しています。



被用者保険被扶養者の国保加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合は、その方の被扶養者であった方は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、

国民健康保険に加入しなければなりません。

資格喪失後14日以内に、資格喪失証明書と印鑑、マイナンバーカードか通知カード、本人確認できる物(運転免許証など)を持って、保険年金課、各総合支所、本庁の各支所で手続きをしてください。 ④保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

ジェネリック医薬品希望カード

国民健康保険では、ジェネリック医薬品の希望を意思表示する「希望カード」を用意しています。希望の場合は「希望カード」を送付しますので連絡してください。

④保険年金課(☎231-1668)

後期高齢者医療の減額証・限度証 制度の申請を

住民税非課税世帯で低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、3割保険証で現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に表示することで、支払う医療費が限度額まで(低所得Ⅰ・Ⅱの方は入院時の食事代も減額)となります。申請月以前にさかのぼっては適用されませんので、事前に認定証の交付申請を。 ※詳細は問い合わせを ④保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

保育園、認定こども園(保育園タイプ)の園児募集(4月から)

④平成31年4月1日時点で、市内に住民票があり、保護者が次のいずれかに該当し保育が必要な場合
▷家庭外(内)で仕事をしている ▷出産前後のため保育ができない ▷保護者の長期疾病か障害 ▷同居親族の介護・看護や長期入院している親族の入院付き添い ▷火災・風水害・地震などの災害の復旧 ▷求職活動や起業準備 ▷学校や職業訓練校などの就学 ▷虐待やDVの恐れがあること等 ④子どものための教育・保育給付支給認定申請書、各種証明書など必要な書類、印鑑、申請者のマイナンバーを確認できる物、身元の確認ができる物(免許証など) ④▷追加募集(2回目)=1月31日(木)まで ※育児休業明け保育施設入所予約を含む ※入園を希望する保育園、こども園で申し込みを ※日曜日、祝日を除く ※申込書は各施設、幼児保育課、各総合支所市民生活課で配布 ●幼稚園、認定こども園(幼稚園タイプ)の園児募集(4月から)は各園に直接問い合わせを ④幼児保育課(☎231-1929)

支援します！ / ひとり親家庭の親の資格取得

ひとり親家庭の父、母で就職に有利な資格取得のために修業機関で修業する方が、生活状況・所得・修業先など一定の条件を満たした場合、給付金が受けられる場合があります。(要予約/申請は事前面談が必要) ④市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師や介護福祉士など就職に有利な資格の取得を目指している方 ※受け付け=平日の午前9時～午後4時 ④④こども家庭支援課(☎231-1358)

設置しませんか 緊急通報装置

簡単な操作で通報できる緊急通報装置を設置し、緊急時の迅速な対応を可能にします。 ④65歳以上の一人暮らし高齢者の方、高齢者のみの世帯の方、一人暮らしの重度身体障害者の方などで、次のすべての要件を満たす方 ▷市内に居住し、在宅で生活している ▷心筋梗塞、脳出血などの既往症などにより、緊急時の対応が必要であると認められる ④利用者負担 ▷住民税課税世帯=月額540円 ▷住民税非課税世帯=無料 ④長寿支援課(☎231-1340)

